



total agent inc.

News letter ご相談 Q&A 事例 no.3

報道関係者各位

2016年5月25日

株式会社トータルエージェント

義理の弟の借金は相続したくない！

～相続放棄の手続きは相続開始から3か月～

相続問題に特化した不動産コンサルティングを手掛ける株式会社トータルエージェント（本社：神奈川県川崎市宮前区、代表取締役社長：高木優一）は、不動産の総合相談窓口ウェブサイト「不動産・相続お悩み相談室」を展開し、メール相談を受けた専門家の回答事例の紹介、直接のご相談をご依頼頂いた場合にも対応出来る様、都内及び神奈川県下での相談会を開催しています。今回はご相談の一例として「借金の相続トラブル」にまつわるQA事例をご紹介します。

義理の弟の借金について（神奈川県横浜市港北区在住 K 様）



うちの妹の件でご相談です。義理の弟は借金があるのですが、夫が亡くなった場合で親族の都合により夫との籍をぬいて妻（うちの妹）が旧姓に戻った（離婚）時、借金は妻と子どもが相続することになるのでしょうか？ 事業で失敗し、今住宅ローン（約 3000 万円）と会社を畳まなければならず事業資金の借入（約 2000 万円）あるそうです。



佐藤亜津子税理士の回答（佐藤税理士事務所代表）

相続開始時（亡くなった時）に離婚していない場合、借金は妻と子どもが相続することになります。相続しないためには、相続開始時から3か月以内に家庭裁判所に相続の放棄の申し立てをする必要があります。

● “相続”に特化した不動産関連の総合相談窓口「不動産・相続お悩み相談室」

「不動産・相続お悩み相談室」は、不動産専門家である株式会社トータルエージェント代表の高木優一と弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー、宅建主任者など土業の専門家の皆さんが、それぞれの分野のネットワークを駆使して、相続にまつわるあらゆる事案の相談をうけ、助言をし、解決へと導く総合相談窓口です。代表の高木は、これまでのべ1000件を超える事案を解決した実績を持ちます。

株式会社トータルエージェント

代表取締役 高木優一（たかぎゆういち）45歳

愛知県出身。名古屋・大須にある曹洞宗「天寧寺」の住職の家系に生まれる。大学卒業後、営業職で自分の力を試そうと不動産仲介会社に入社。32歳の時にインターネット専門の不動産仲介会社「株式会社トータルエージェント」を設立し独立。

不動産売買の仕事を通じて、不動産に関する誰にも言えない悩みを抱えたさまざまな人たちに出会い、適切な助言や相談先がないために、家族がバラバラになってしまうような事案をいくつも目の当たりに。自身の不動産の知見と土業の専門家との人脈を、不動産のトラブルで悩む人のために活かすべく、2005年より相続に特化した不動産コンサルティング業を開始。現在に至る。



【会社概要】

社名：株式会社トータルエージェント
代表表：代表取締役 高木優一
本社所在地：神奈川県川崎市宮前区野川 1085 グリーンフィールド石川 1階
URL：株式会社トータルエージェント <http://www.totalagent.jp/>
事業内容：不動産コンサルティング（売買・仲介）免許番号 神奈川県知事（2）第 27213 号
専門家一覧：弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士 など

本件に関するお問い合わせ先

株式会社トータルエージェント	株式会社トータルエージェント PR 事務局
担当：代表取締役 高木優一	担当：岩田千秋
電話：044-982-0228 携帯：090-2741-5403	電話：03-5411-0066 携帯：090-3529-0593
E-mail：takagi@totalagent.jp	E-mail：pr@real-ize.com